平成２８年（フ）第２４２号
鹿児島県鹿児島市平之町９番18―607号
破産者　荒木喜巳男
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
函館市陣川町91番地80、開始決定時の住所函館市陣川町98番地457
破産者　松本　　茂
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第４２号
北海道上川郡清水町北３条西３丁目２番地１
宮の森団地12号
破産者　猪狩　恭平
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
北海道中川郡幕別町札内若草町540番地の25
道営若草団地５号棟202号室
破産者　中田　彩加（旧姓一ノ山）
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
秋田県大仙市南外字山王台７番地１
破産者　伊藤　　寛
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第３５号
秋田県仙北市田沢湖小松字城廻23番地４
破産者　髙田　愛保
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１６１５号
横浜市青葉区もえぎ野15番地８　コーポゆたか103
破産者　信原　　博
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１２６号
神奈川県藤沢市白旗２丁目１番４―302号
破産者　本田　藤章
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７０号
横浜市中区長者町１丁目２番地１　第２曙ビル303号室
破産者　金川　　裕
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２５８号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目８番３―410号
破産者　川井　昭彦
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２５９号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目８番３―410号
破産者　川井　悦子
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９号
石川県加賀市山中温泉東町２丁目ヘ１―２
たわらや内、住民票上の住所石川県白山市八ツ矢新町14番地　信開ウェラコート駅北410号室
破産者　明　日出志
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３３号
鳥取県西伯郡大山町所子586番地１　大山口団地106号
破産者　平井　厚生
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７３号
香川県高松市由良町421番地６
破産者　渡邊　徳政
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７０号
愛媛県喜多郡内子町中川3335番地
破産者　池田　誠規
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1683番地
破産者　中村　祐輔
1　決定年月日　平成29年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲114番地６、申立時の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地96
破産者　副島　　隆
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１１７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲114番地６、申立時の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地96
破産者　副島　恭子
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部